

令和3年度

# 事業計画

社会福祉法人たちばな会

# 目 次

- I 社会福祉法人たちばな会事業計画
  
- II 指定障害福祉サービス事業所たちばな授産所事業計画
  - 1 基本方針
  - 2 部門別重点事項
    - (1) 管理部門
    - (2) 日中活動支援部門
    - (3) 渉外部門
  - 3 支援内容及び年間計画
    - (1) 日常生活に関する支援
    - (2) 生産活動に関する支援
    - (3) スポーツに関する支援
    - (4) 保健、衛生に関する支援
    - (5) 安全、防災に関する支援
  - 4 令和3年度年間計画表
  
- III 指定障害福祉サービス事業所サンステップ事業計画
  - 1 基本方針
  - 2 部門別重点事項
    - (1) 管理部門
    - (2) 日中活動支援部門
    - (3) 渉外部門
  - 3 支援内容及び年間計画
    - (1) 日常生活に関する支援
    - (2) 生産活動に関する支援
    - (3) スポーツに関する支援
    - (4) 保健、衛生に関する支援
    - (5) 安全、防災に関する支援
    - (6) 就労移行に関する支援
  - 4 令和3年度年間計画表
  
- IV 指定障害福祉サービス事業所すだち事業計画
  - 1 基本方針
  - 2 支援体制
  - 3 具体的目標
  - 4 共同生活住居「すだち」の建替え計画
  - 5 共同生活住居「すだち」の日課及び行事
  - 6 共同生活住居「いぶき」の日課及び行事

# I 社会福祉法人たちばな会事業計画

## 1 事業

個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的に、以下の障害福祉サービス事業所を運営する。

- (1) 指定障害福祉サービス事業所（多機能型）たちばな授産所
  - ア 生活介護事業
  - イ 就労継続支援事業B型
- (2) 指定障害福祉サービス事業所（多機能型）サンステップ
  - ア 就労移行支援事業
  - イ 就労継続支援事業B型
- (3) 指定障害福祉サービス事業所（共同生活援助）すだち
  - ア 共同生活住居すだち
  - イ 共同生活住居いぶき

## 2 評議員会、理事会及び評議員選任・解任委員会

- (1) 定時評議員会（6月）

計算書類及び財産目録の承認、社会福祉充実計画の承認、法人役員の選任、役員等報酬規程の改正承認、事業報告の内容の報告、その他

臨時（随時） 必要に応じ開催
- (2) 定例理事会
  - 第1回定例理事会（6月）

事業報告、計算書類及び財産目録の承認、定時評議員会の開催日時等の決定、評議員選任・解任委員の選任、評議員候補者の選任、その他
  - 第2回定例理事会（11月）

事業中間報告、各会計中間報告、各会計の一次補正収支予算(案)の審議、その他
  - 第3回定例理事会（3月）

事業中間報告、各会計中間報告、各会計の二次補正収支予算(案)の審議、次年度の事業計画(案)及び各会計の当初収支予算(案)の審議、その他

臨時（随時） 理事長の選定、その他必要に応じ開催
- (3) 監事監査（5月）

事業及び会計に係る内部監査
- (4) 評議員選任・解任委員会（6月）

評議員の選任

## 3 施設整備等

- (1) たちばな授産所の設備の修繕・更新、建替え用地の検討
- (2) GHすだちの建替え用地の購入、建築に係る諸手続き検討、着手

## 4 地域、後援会との連携

施設運営に対する理解・協力を得るために広報活動に努め、各種行事を通じて地域住民との交流を図り、後援会会員を確保することで経営安定に向けての協力体制を築く。

## II 指定障害福祉サービス事業所たちばな授産所事業計画

### 1 基本方針

たちばな授産所は、利用者一人ひとりの人権を尊重し、その人が持つ能力・特性に配慮して、作業、余暇、スポーツ等の日中活動がより充実したものになるよう支援を行う。

職員の障害に関する知識や支援スキルの向上及び職員間の連携により、利用者の意思決定を大切にし、利用者の権利擁護・虐待防止の更なる推進に努め、安全のために自然災害及び交通事故等に備えて対策を講じる。新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を徹底し、ICTの活用により積極的に運営に関する情報開示を行うことで地域からの信頼を得るよう努める。

また、時間外勤務の削減や有給休暇の取得推進、処遇改善等により職員にとっても働きやすい職場を目指す。

#### (1) 生活介護事業（定員 20 名）

障害支援区分が 3 以上で身体面、情緒面で支援が必要な利用者を対象とし、生産活動では、車の内装資材の分別、段ボールの組立、簡易な組立作業のほか、紙漉き機を活用して自主製品の製作を行う。スペースタイム（ゆとりの時間）を利用して創作活動や軽い運動に取り組み、地域において自立した生活に必要なと思われる生活リズム・習慣の確立、社会資源の利用、地域活動への参加、好ましい人間関係の形成のための支援を行う。

#### (2) 就労継続支援事業B型（定員 20 名）

一般就労は難しいものの、働くことに意欲を示す利用者を対象に、新たに策定する令和 3 年度から 5 年度までの工賃向上計画に基づき自動車用、農機具用等の部品組立や段ボール組立等の下請け生産のほか、地域の福祉事業所と協力して、優先調達推進法による除草作業などの官公需にも積極的に取り組んでいく。コロナ禍にあって国内外ともに厳しい経済状況にあるが、工賃配分については平均月額 30,000 円以上の工賃配分を目標に作業量の確保に努め、利用者に働く喜びを感じてもらえるようにする。

### 2 部門別重点事項

#### (1) 管理部門

- ア 施設内の整理、整頓、清掃を励行し、利用者の安全かつ快適な生活環境を確保する。
- イ 外部のオンライン研修に積極的に参加、職員の育成、資質向上を図る。
- ウ 一人ひとりの責任や役割を理解してもらうために、業務内容の見える化を図る。
- エ 過重な負担とならないよう職員の業務内容に気を配り、健康管理に努める。
- オ 電気や水道の節約・節水に努め、経費節減を図る。
- カ 管理者と職員との面談を実施し、事業所の方向性に対し共通理解を持たせる。

#### (2) 日中活動支援部門

- ア これまでの支援内容を検討し、提供するサービス内容の向上・充実に努める。
- イ 定期的にケース会議を実施し、利用者の現状把握に努める。また、モニタリングにより利用者の希望と課題を明確にしたうえで、利用者本位の支援に努める。
- ウ 利用者や保護者等の意見を取り上げ、支援内容に反映させる。
- エ 作業指導や生活支援では、イラスト等を使って利用者にわかりやすい支援を心掛ける。
- オ 協力企業との信頼関係を維持しつつ、新たな企業開拓をし、受注拡大と工賃向上に努める。
- カ 生活の充実、情緒の安定を図るために、感染症予防対策をとりながら創作的活動、各種の行事を実施する。

キ 健康管理、交通安全、安全作業の徹底を図る。

### (3) 渉外部門

ア 援護の実施機関及びその他の関係機関との連携を密にし、各種団体との交流を図る。

イ ICTを活用し、運営やサービス内容等に関する情報開示を積極的に行う。

ウ 特別支援学校、特別支援学級等の実習を積極的に受け入れる。

エ 後援会、保護者会との連携を図り、協力関係の強化に努める。

オ 充実した創作的活動、余暇活動のためにボランティアを受け入れる。

カ バックアップ施設として、共同生活住居「すだち」及び「いぶき」を支援する。

## 3 支援内容及び年間計画

### (1) 日常生活に関する支援

ア アセスメントやモニタリングを通じて、利用者の能力・特性、障害の状況、家庭状況等を把握し、個別支援計画の作成、評価、修正を計画的に行い、日常生活が円滑に過ごせるよう支援する。

イ 昼食は外食か弁当持参かの選択としているが、本人・家族の了解を得て、肥満傾向にある利用者については適正量を、咀嚼障害のある利用者には刻み食を提供するほか、食前・食後の服薬管理を行って健康管理や事故防止に努める。

ウ レクリエーション活動は計画的に行い、特に、生活介護においてはスペースタイムを利用し、壁面アートやリズム遊び、運動等の創作的活動を行う。

エ 所生会活動、誕生会、新年会や慰労会をはじめとした行事等の企画運営については、利用者の自主性を重んじて行う。

オ 地域生活を送るうえでの必要な知識とマナーの習得に努める。

### (2) 生産活動に関する支援

ア 利用者個々の経験、作業能力、人間関係、その時点での障害の状態、作業量等を検討して作業班を編成する。

イ 定期的に作業能力と作業態度に関する評価を行い、工賃配分のための資料とする。

ウ 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）を徹底し、清潔な作業環境の確保と不良品の発生防止及び品質向上に努める。

エ 作業工程を分析し、治工具の利用、手順の単純化により、誰でも作業に参加できるように努める。

オ 優先調達推進法に伴う官公需を積極的に受注し、工賃向上と施設外就労に取り組む。

カ 就労継続支援B型の利用者に対しても、就職に対するニーズを把握し、それに応えられるよう求人情報の提供と企業実習機会の確保に努める。

キ 牛乳パック等を再利用したポチ袋、絵手紙用ハガキの販路拡大に努める。

### (3) スポーツに関する支援

ア 利用者の障害の重度化、高齢化に伴う体力の低下傾向に対応するために体力づくりを計画的かつ継続的に実施する。

イ 始業前のラジオ体操に加え、第1時限終了時に5分程度のストレッチ体操を実施する。

ウ 週5日実施する30分間の体操は、体力や障害の程度に応じてジョギングやウォーキングを行う。雨天や冬期の外気温が低い時には、訓練棟を使い、楽しみながら体を動かすことができる内容にする。

エ 野外スポーツは、森林公園等でハイキングを中心に定期的に実施する。

オ 他施設とのスポーツ交流は利用者の楽しい行事ではあるが、新型コロナウイルス感染対策から中止とする。

#### (4) 保健、衛生に関する支援

- ア 清潔で健康的な生活を送るために身辺処理能力の向上に努め、基本的な衛生観念の習得を家庭と協力して行う。
- イ 施設利用中の発熱、外傷、てんかん発作等に対しては、必要に応じて応急手当を行い、医療機関や家庭と連絡をとるなど適切な対応に努める。
- ウ 毎月の体重測定（体脂肪の測定を含む。）や血圧測定、年1回実施の尿検査、血液検査及びX線検査により、自分の健康状態に関心を持たせ、病気の早期発見、予防に努める。また、慢性疾患や疾病の治療は、家庭と連絡をとりあって徹底させる。
- エ 嘱託医の検診は年3回（4月、8月、12月）実施する。
- オ 浜松市歯科医師会の協力を得て、歯科検診を実施する。また、歯科衛生士ボランティアによるブラッシング指導は、サンステップと隔年で実施する。
- カ 通院、服薬等の確認を行い、記録として管理する。
- キ 保健、衛生に関する所内研修を利用者、保護者、職員を対象として、看護師及び関係機関の協力のもとに行う。
- ク 肥満予防、体力の維持（高齢化に伴うものも含む。）、ストレスの解消等については、体育、レクリエーションなどで多面的に対処する。
- ケ インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症については、日々のうがいや手洗いの励行と並行して手指消毒剤を使用する。また、毎朝の検温を実施し、室内喚気や密集を避けることに留意する等予防に努める。
- コ 春先の花粉症対策として、早めの受診とマスクや対応メガネの使用を呼びかける。
- サ 夏場の日中活動時は、水分補給に十分な配慮を行い、熱中症予防に努める。
- シ 「ナース便り」を発行し、常日頃から健康について関心を持ってもらう。

#### (5) 安全、防災に関する支援

- ア 安全で快適な作業環境の維持に努める。
- イ 機械・工具についての正しい使用方法を指導するとともに、作業に集中させ、作業事故の防止と製品の品質の向上に努める。
- ウ 治工具等の操作・点検及び整備については、必ず職員が行い、利用者には単独でふれさせないように努める。
- エ 地震、火災及び大雨等を想定した避難訓練を毎月実施し、身の安全を第一に迅速な避難ができるように努める。
- オ 予想される東南海地震をはじめ、火災、台風、異常出水等の災害については、防災規程に基づき、家庭との連絡を密にして発生時に最善の対応がとれるように努める。
- カ 交通安全教室を年2回（8月、12月）実施する。利用者の交通安全に対する意識を向上させ、交通事故防止に努める。
- キ 交通安全教室での指導を踏まえ、実際の登下所時における利用者の実態を把握するように努め、指導が必要だと思われる利用者に対しては適宜対応する。

#### 4 令和3年度年間計画表

（次 頁）

### Ⅲ 指定障害福祉サービス事業所サンステップ事業計画

#### 1 基本方針

利用者が、地域で健康的かつ意欲的に生活できるようその人の持つ能力・特性に配慮して、作業・余暇・体力づくり等充実した日中活動に係るサービスの提供を心掛ける。

職員の障害に関する知識や支援スキルの向上及び職員間の連携により、利用者の意思決定を大切にし、利用者の権利擁護・虐待防止のために関連する法令を遵守し、安全のために自然災害及び交通事故等に備えて対策を講じる。新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防に努め、ICTの活用により積極的に運営に関する情報開示を行うことで地域から信頼を得るよう努める。

また、時間外勤務の削減や有給休暇の取得推進、処遇改善等により職員にとっても働きやすい職場を目指す。

##### (1) 就労移行支援事業（定員6名）

一般就労をめざす利用者の訓練の場として、概ね2年という利用期間内に、社会人としての日常の生活習慣や一日の仕事に耐え得る体力をつけ、職場における基本的なマナー・作業技術の習得により雇用に繋がる実効性のある支援を行う。

今年度の当事業利用者は3名となり、ようやく事業としての体をなすようになったので一般就労に向けての実践的な取組を行い、実績を上げることでより特別支援学校や相談事業所に更なる利用を訴えていく。

##### (2) 就労継続支援事業B型（定員34名）

一般就労は難しいものの、これまでの施設内での作業の経験や就労移行支援での訓練の結果、就労意欲がみられる利用者を対象に、その人なりの充実した地域生活が送れるよう支援する。

生産活動は、新たに策定する令和3年度から5年度までの工賃向上計画に基づき自動車用、農機具用及びガス関連機器等の部品組立を中心に取り組み、引き続き平均工賃月額30,000円以上を目標とする。新型コロナの影響で実習や施設外就労等は実施が困難な状況だが、就労意欲の高まった利用者には積極的に一般就労に向けた支援を行う。

#### 2 部門別重点事項

##### (1) 管理部門

- ア 施設内の整理、整頓、清掃を励行し、利用者の安全かつ快適な環境を確保する。
- イ 外部のオンライン研修に積極的に参加、職員の育成、資質向上を図る。
- ウ 一人ひとりの業務の責任や役割を理解してもらうために、業務の見える化を図る。
- エ 過重な負担とならないよう職員の業務に気を配り、健康管理に努める。
- オ 電気や水道の節約・節水に努め、経費節減を図る。
- カ 管理者と職員との面談を実施し、事業所の方向性について共通理解を持たせる。

##### (2) 日中活動支援部門

- ア これまでの支援内容を検討し、提供するサービス内容の向上・充実に努める。
- イ 定期的にケース会議を実施し、利用者の現状把握に努める。また、モニタリングにより利用者の希望と課題を明確にしたうえで、利用者本位の支援に努める。
- ウ 利用者や保護者等の意見を取り上げ、支援内容に反映させる
- エ 作業指導や生活支援では、イラスト等を使って利用者にわかりやすい支援に心掛ける。
- オ 協力企業との信頼関係を基に、作業量確保のために新しい作業を取り入れる。
- カ 生活の充実、情緒の安定を図るために創作的活動、各種の行事を実施する。

キ 健康管理、交通安全、安全作業の徹底を図る。

(3) 渉外部門

ア 援護の実施機関及びその他の関係機関との連携を密にし、各種団体との交流を図る。

イ ICTを活用し、運営やサービス内容等に関する情報開示を積極的に行う。

ウ 特別支援学校、特別支援学級等の実習を積極的に受け入れる。

エ 後援会、保護者会との連携を図り、協力関係の強化を図る。

オ 充実した創作的活動、余暇活動のためにボランティアを受け入れる。

3 支援内容及び年間計画

(1) 日常生活に関する支援

ア アセスメントやモニタリングを通じて、利用者の能力・特性、障害の状況、家庭環境等を的確に把握し、ニーズを把握し、個別支援計画の作成、評価、修正を計画的に行う。

イ 昼食は、本人や保護者の希望により、肥満傾向にある利用者については適正量を、咀嚼障害のある利用者には刻み食を提供する。

ウ 所生会活動、誕生会、新年会や慰労会をはじめとした行事等の企画運営については、利用者の自主性を重んじて行う。

エ 地域生活を送るうえでの必要な知識とマナーの習得に努める。

(2) 生産活動に関する支援

ア 利用者個々の経験、作業能力、人間関係、障害の状態等を勘案して作業班を編成する。

イ 作業能力と作業態度に関する評価を定期的に行い、工賃配分のための資料とする。また、工賃支給要綱の見直しを行う。

ウ 作業工程の分析や治工具の利用により、作業の能率の向上を図る。

エ 材料、治工具類の保管場所を確保し、作業室の整理整頓に心掛ける。

オ 始業前の打ち合わせでは、その日の作業内容及び利用者一人ひとりの担当する作業工程を指示し、納期の厳守や不良品の発生防止を徹底させる。

カ 就労継続支援については、利用者の工賃アップを常に目標の一つとして取り組む。

キ 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）に加えて、得意先の指示する4M（人・機械・材料・方法）変更管理基準に沿って、安定した品質のできる生産活動を心掛け、顧客が満足する製品作りに努める。

(3) スポーツに関する支援

ア 利用者の障害の重度化、高齢化に伴う体力の低下傾向に対応するために体力づくりを計画的かつ継続的に実施する。

イ 始業前のラジオ体操や第1時限終了時に5分程度のストレッチ体操を実施する。

ウ 週5日実施する30分間の体操（就労移行支援事業は週2日）は、体力や障害の程度に応じてジョギングやウォーキングを行う。雨天や冬期の外気温が低い時には、地域交流スペースを使って、ダンス等体を動かすことができる内容とする。なお、地域交流スペースを有効利用するために、週内で3日は屋外、2日は屋内実施を基本とする。

エ 野外スポーツは、主に浜北森林公園内にてハイキングを実施しているが、これまでより回数を増やして実施する。

オ 水泳や他施設との交流を目的としたスポーツ行事は、新型コロナウイルス感染防止の観点から中止とする。

(4) 保健、衛生に関する支援

ア 清潔で健康的な生活を送るために身辺処理能力の向上に努め、基本的な衛生観念の習得を家庭と協力して行う。

- イ 施設利用中の発熱、外傷、てんかん発作等に対しては、必要に応じて応急手当を行い医療機関や家庭と連絡をとるなど適切な対応に努める。
  - ウ 毎月の体重測定（体脂肪の測定を含む。）や血圧測定、年1回実施の尿検査、血液検査及びX線検査により、自分の健康状態に関心を持たせ、病気の早期発見、予防に努める。また、慢性疾患や疾病の治療は、家庭と連絡をとるなど適切な対応に努める。
  - エ 嘱託医の検診は、年3回（4月、8月、12月）実施する。
  - オ 歯の衛生に努めるために関係機関の協力を得て、たちばな授産所と隔年で保護者も交えたブラッシング指導を実施する。
  - カ 通院、服薬等の確認を行い、記録として管理する。
  - キ 保健、衛生に関する所内研修を利用者、保護者、職員を対象として、看護師及び関係機関の協力のもとに行う。
  - ク 肥満予防、体力の維持（高齢化に伴うものも含む。）、ストレスの解消等については、スポーツ、レクリエーション等で多面的に対処する。
  - ケ インフルエンザ・新型コロナウイルス等の感染症については、マスクの着用、うがいや手洗い、手指の消毒の励行の他、家庭の協力を得て検温を毎朝実施し、室内換気にも気を配って予防に努める。
  - コ 春先の花粉症対策として、早めの受診とマスクや対応メガネの使用を呼びかける。
  - サ 夏場の日中活動時は、水分補給に十分な配慮を行い、熱中症予防に努める。
- (5) 安全、防災に関する支援
- ア 5S（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）により、安全で快適な環境の維持に努める。
  - イ 機械・工具についての正しい使用方法を指導する。
  - ウ プレス機等の操作・点検及び整備については、必ず職員が行い、利用者には単独でふれさせないように努める。
  - エ 地震、火災、大雨等及び不審者の侵入を想定した避難訓練を毎月実施し、身の安全を第一に迅速な避難ができるように努める。
  - オ 予想される東南海地震をはじめ、火災、台風、大雨等の災害については、防災規程に基づき、家庭との連絡を密にして発生時に最善の対応がとれるように努める。
  - カ 交通安全教室を年2回実施し、利用者の交通安全に対する意識の向上を図る。
- (6) 就労移行に関する支援
- ア 本人や家族の希望を聞き、就職が可能と思われる利用者に対しては、就労移行支援事業利用者に限らず、一般就労に向けた取り組みにチャレンジさせる。
  - イ 一般就労を目指す基礎として、基礎体力の向上やマナー、挨拶、清潔な身なり等の習得に取り組む。
  - ウ 職場見学、職場実習等を通して就労に向けてのモチベーションを高める。
  - エ 障害者就業・生活支援センターやハローワークと連携を図り、求職活動と協力企業の開拓に取り組む。
  - オ 職場適応訓練、トライアル雇用、ジョブコーチ派遣等の制度を積極的に活用し、職業能力の向上と職場定着を図る。
  - カ 新型コロナの影響はあるが、企業の理解を得て委託訓練等の施設外支援に積極的に取り組む。

#### 4 令和3年度年間計画表

（次 頁）

## IV 指定障害福祉サービス事業所すだち事業計画

### 1 基本方針

指定障害福祉サービス事業所すだちの運営規程第2条の運営方針に基づき、共同生活住居「すだち」、同「いぶき」の利用者が、地域において、共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行う。

また、事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、他の障害福祉サービス事業者やその他福祉サービスまたは保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### 2 支援体制

世話人の確保に努め、利用者の自立した日常生活又は社会生活を支える。

他の事業所の日課や支援内容等を学ぶために、世話人には関連する研修に参加してもらう。

### 3 具体的目標

#### (1) 基本的生活習慣

一日の生活の中で、起床、着替え、洗面、排尿、排便、食事、入浴等の身辺処理が確実に実行でき、自立的な日課として習慣化することを目標とする。

#### (2) 職業生活

職場やバックアップ施設(たちばな授産所)との連絡を密にし、社会人としての自覚を促し、本人自身にとって満足する職業生活を送れるよう努力する。

#### (3) 社会生活

地域住民として職場、地域等の行事には積極的に参加し、地域にとけ込めるよう努める。

#### (4) 経済生活

年金や給料については計画的な使い方を考え、小遣帳の記帳、預金の入出金等についても自主的に行えるよう努める。

#### (5) 健康管理

ア 毎日の規則正しい生活を習慣化する。

イ 新型コロナ等の感染症に備え、マスクの着用、うがい手洗い、手指の消毒等を励行する。

ウ 共同生活住居内外の環境整備に留意し、各個人の持ち物の整理整頓を徹底する。

エ 入浴、洗濯を励行し、身辺の清潔保持に努める。

オ 栄養・嗜好のバランスを考え、健康を維持する食事をとるように努める。

カ 病気、体の変調などの早期発見、治療に努める。

#### (6) 交通安全と防災対策

ア 時間に余裕を持って決めた通勤経路を使い、交通事故防止に努める。

イ 共同生活住居の戸締まり、火気の点検等自主的に実施できるように努める。

ウ 共同生活住居の夜間火災避難訓練を実施する。

#### (7) 余暇利用

個人的興味の満足にとどまらず、地域住民との交流ができる行事に参加するように努める。

#### (8) 自主活動とプライバシーの確保

共同住居内の生活全般について、利用者の積極的な参加により自主的に運営できるように努めることを基本とするが、そのために個人のプライバシーが侵害されることのないよう相互に注意する。

#### 4 共同生活住居「すだち」の建替え計画

建築後 30 年以上が経過した共同生活住居すだちの建替えについては、浜松市より承認を得た令和 2 年度社会福祉充実計画に基づき、立地や大きさ、価格等の諸条件を検討し、令和 3 年度末まで建設用地を購入する。建物については、利用者本人、保護者や関係する職員の意見を参考にし、浜松市とも相談しながら 2～3 年かけて無理のない計画で建設する。

#### 5 共同生活住居「すだち」の日課及び行事

##### 【日課】

	時 間
起床	6 : 0 0
朝食	6 : 1 5
日 中 活 動	
夕食	1 8 : 3 0
入浴・団らん	
就 寝	2 2 : 0 0

##### 【行事】

月	行 事	月	行 事
4 月	開寮記念の日	11 月	施設防災訓練
5 月	G. W		
7 月	七夕 お盆 納涼祭	12 月	地域防災訓練 クリスマス会 年末休暇
8 月	夏休み 防災訓練 地元神社祭典	1 月	年始休暇 新年会 鏡開き
9 月	お月見	2 月	節分（豆まき）
10 月	育成会研修旅行	3 月	反省会

#### 6 共同生活住居「いぶき」の日課及び行事

##### 【日課】

	時 間
起床	6 : 0 0
朝食	6 : 1 5
日 中 活 動	
夕食	1 8 : 3 0
入浴・団らん	
就 寝	2 2 : 0 0

##### 【行事】

月	行 事	月	行 事
4 月	開寮記念の日	11 月	施設防災訓練
5 月	G. W		
7 月	七夕 お盆 納涼祭	12 月	地域防災訓練 クリスマス会 年末休暇
8 月	夏休み 防災訓練	1 月	年始休暇 新年会 鏡開き
9 月		2 月	節分（豆まき）
10 月	育成会研修旅行	3 月	反省会

